

# 支援金詳細

## 忠岡町物価高騰対策事業者支援金

エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている忠岡町内事業者の事業継続支援を目的に、予算範囲内で支援金の交付します。

地域

大阪府忠岡町

支援の種類

給付型（ 1 ）

利用目的

事業継承

対象

令和5年12月31日以前から事業を開始しており、下記の法人・個人の要件に該当する事業主となります。

法人：忠岡町内に事務所または事業所、営業所を有しており、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する法人であること。

個人事業主：代表者の住民登録が忠岡町内にあること。確定申告書を事業所得で申告していること。

公募期間

2024年5月1日～2024年8月31日

上限金額・助成金

法人：忠岡町内で働く従業員数1人～20人の企業へ3万円、21人～50人の企業へ5万円、51人以上の企業へ10万円

個人事業主：一律で3万円

給付要件

その他

予算に達した時点で、受付を終了します。

問合せ先

産業建築課

電話：0725-22-1122(代表)

URL

[https://www.town.tadaoka.osaka.jp/soshiki/sangyo\\_kenchiku/2/4\\_2/4140.html](https://www.town.tadaoka.osaka.jp/soshiki/sangyo_kenchiku/2/4_2/4140.html)